

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	予防接種に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

品川区は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを最大限軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

東京都品川区長

公表日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、区内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、国・都への事業報告、実費の徴収等に関する事務を行う。また、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合において、同法第28条に基づく「特定接種」及び同法第46条に基づく「住民接種」の実施に関する事務を行う。 具体的には、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①住民情報システムと連携し、予防接種システムより予防接種の対象者データの抽出 ②抽出した対象者データに基づき、予防接種を受ける際に必要な定期予防接種予診票(以下「予診票」という。)を予防接種の種類ごとに作成 ③予診票、予防接種の案内、契約医療機関一覧を封筒に同封し、対象者への個別発送 ④予防接種を実施した者の予診票が医師会および契約医療機関より送付された後、予防接種の種類ごとに、予防接種システムへ実施記録を登録 ⑤定期予防接種は種類ごとに接種期間が決められており、対象者で未接種の者を予防接種システムより抽出し、接種勧奨を個別に通知 ⑥転入及び紛失等にて、予診票がない住民より予診票の交付申請があった場合には、予防接種の履歴を確認し、予診票を作成する。 ⑦定期予防接種依頼書の発行 ⑧定期予防接種実施状況の報告 ⑨予防接種証明書の発行 ⑩健康被害救済の給付 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券番号の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他区市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	(1) 予防接種システム (2) 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) (3) 中間サーバー (4) ワクチン接種記録システム(VRS) (5) マイナポータル サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法 ・第9条第1項、別表第一10の項、別表第一93の2の項 2. 番号法第9条第1項別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 ・第10条、第67条の2 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務関係】 3. 番号法 ・第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報照会: 番号法第19条第8号 別表第二項番 16の2、16の3、17、18、19、115の2 情報提供: 番号法第19条第8号 別表第二項番 16の2、16の3、115の2

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	品川区保健所保健予防課
②所属長の役職名	保健予防課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒140-8715 東京都品川区広町2丁目1番36号 品川区保健所 保健予防課 保健予防係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	7. と同じ

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月1日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	保健予防課長 舟木 素子	保健予防課長	事後	
平成31年2月1日	II しきい値判断項目1. 対象人数	平成27年9月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年2月1日	II しきい値判断項目2. 取扱者数	平成27年9月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年2月1日	IV リスク対策	—	様式変更にともなう新規作成	事後	
令和3年9月1日	表紙 評価署名	定期予防接種に関する事務	予防接種に関する事務	事後	
令和3年9月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	品川区は、定期予防接種に関する事務における(略)	品川区は、予防接種に関する事務における(略)	事後	
令和3年9月1日	表紙 公表日	平成31年2月1日	令和3年9月15日	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	定期予防接種に関する事務	予防接種に関する事務	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	【東京共同電子申請・届出サービスにおける事務の内容】 定期予防接種依頼書の発行業務において必要となる申請内容や個人情報の取得(申請・届出入力様式及び申請付帯情報入力画面より取得。以降、電子申請データと呼ぶ)と電子申請時の本人性確認。	(削除)	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(追加)	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他区市町村へ接種記録の照会・提供を行う。	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(2) 東京共同電子申請・届出サービス	(削除) ※次項から繰り上がり	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(追加)	(4) ワクチン接種記録システム(VRS) (5) マイナポータル サービス検索・電子申請機能	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(2) 電子申請データ	(削除)	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	(追加)	3. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務関係 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	品川区保健所 保健予防課 保健計画担当	品川区保健所 保健予防課 保健予防係	事後	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いくつかの時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他区市町村へ接種記録の照会・提供を行う。	予防接種法(昭和25年法律第88号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、区内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、国・都への事業報告、実費の徴収等に関する事務を行う。また、新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、新型コロナウイルス等が発生した場合において、同法第28条に基づく「特定接種」及び同法第46条に基づく「住民接種」の実施に関する事務を行う。 具体的には、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①住民情報システムと連携し、予防接種システムより予防接種の対象者データの抽出 ②抽出した対象者データに基づき、予防接種を受ける際に必要な定期予防接種予診票(以下「予診票」という。)を予防接種の種類ごとに作成 ③予診票、予防接種の案内、契約医療機関一覧を封筒に同封し、対象者への個別発送 ④予防接種を実施した者の予診票が医師会および契約医療機関より送付された後、予防接種の種類ごとに、予防接種システムへ実施記録を登録 ⑤定期予防接種は種類ごとに接種期間が決められており、対象者で未接種の者を予防接種システムより抽出し、接種勧奨を個別に通知 ⑥転入及び紛失等にて、予診票がない住民より予診票の交付申請があった場合には、予防接種の履歴を確認し、予診票を作成する。 ⑦定期予防接種依頼書の発行		
令和4年6月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	1. 番号法別表第1の項の番号 ・項番10 2. 主務省令の名称及び条項 ・番号法第9条第1項別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 3. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務関係 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	1. 番号法 ・第9条第1項、別表第一10の項、別表第一93の2の項 2. 番号法第9条第1項別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 ・第10条、第67条の2 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務関係】 3. 番号法 ・第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・第19条第6号(委託先への提供)		
令和4年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報照会: 番号法第19条第8号 別表第二項 番 16の2、16の3、17、18、19 情報提供: 番号法第19条第8号 別表第二項 番 16の2、16の3	情報照会: 番号法第19条第8号 別表第二項 番 16の2、16の3、17、18、19、115の2 情報提供: 番号法第19条第8号 別表第二項 番 16の2、16の3、115の2		
令和4年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	10万人以上30万人未満 令和3年9月1日時点	30万人以上 令和4年6月1日時点		
令和4年6月1日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書及び全項目評価書		